

一般社団法人日本ペインクリニック学会名誉会員選出細則

- 第1条** 本細則は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款第10条に基づき、名誉会員の選出に必要な事項を定める。
- 第2条** 国内の名誉会員は、原則として60歳以上の者で、次の各号に掲げる基準の何れかに該当する者とする。
- (1) 会長経験者。
 - (2) 当法人の理事、監事、各種委員会委員長などを経験し、かつ評議員を15年以上委嘱された者。
 - (3) ペインクリニックに関する著しい学問的・社会的業績を上げ、本会に貢献した者。
- 第3条** 国外の名誉会員は、次の各号に掲げる基準のすべてに該当する者とする。
- (1) 国際交流上、重要と思われるペインクリニック研究者。
 - (2) 当法人における講演などの実績を有する者。
 - (3) 当法人会員の臨床及び研究の指導実績を有する者。
 - (4) 原則として60歳以上の者。
- 第4条** 評議員は、所定の様式により、名誉会員を推薦することができる。
- 2 所定の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 推薦書。
 - (2) 被推薦者の署名入り履歴書。
 - (3) その他、会長が必要と認める書類。
- 第5条** 代表理事は、毎年12月末日までに名誉会員の推薦を受け付けるものとする。
- 2 代表理事は、被推薦者を理事会に諮り、さらに評議員会の議を経て、総会の承認を受ける。
- 第6条** 名誉会員には次の恩典が与えられる。
- (1) 総会での称号の授与。
 - (2) 規則第四章第11条第1号に規定される恩典。
- 第7条** 死後の授与については、代表理事が理事会に諮り決定する。
- 第8条** 名誉会員の英文標示は、Honorary Member of Japan Society of Pain Clinicians とする。

附 則

- 1 本細則の改廃は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款に従う。
- 2 本細則は、2009年7月19日より施行する。

1994年7月15日制定 1998年7月24日改正 2000年7月14日改正 2001年7月13日改正 2002年7月20日改正
2005年7月30日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2009年7月19日改正